

所管部課		選挙管理委員会事務局	部長	矢吹 勇一		
件名		東大和市選挙執行規程の一部を改正する規程について				
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
(1) 改正理由						
<p>公職選挙法が一部改正され、選挙公報の掲載文を電子データで提出することが可能になったことに伴い、東大和市議会議員及び市長選挙における選挙公報の掲載文について、同様に電子データによる提出を可能とするため、東大和市選挙執行規程の一部改正を行う。</p>						
(2) 改正内容						
<p>東大和市議会議員及び市長選挙における選挙公報に係る掲載文について、従前の紙媒体に加え、電子データによる提出を可能とする。併せて、文言の整理を行う。</p>						
(3) 施行日						
<p>公布の日から施行する。</p>						
(4) 影響及び効果						
<p>選挙公報に係る事務の合理化と各世帯配布の早期化を図ることができる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年6月1日、公職選挙法の一部を改正する法律の公布</li> <li>文書課法規係において、改正案文の審査済み。</li> <li>令和5年2月9日、令和5年第2回選挙管理委員会で議決</li> <li>令和5年2月9日、東大和市選挙執行規程の一部を改正する規程の公布</li> </ul>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。